蓄圧式消火器の外観点検報告

# 自ら行う 消火器の点検報告

※建物によっては、点検の際に資格が必要な場合があります。

点検スタート

消火器は、日頃の維持管理が必要です。
消防法では、消火器を含む消防用設備等の点検・報告だけでなく、整備を含めた適正な維持管理を行うことを、防火対象物の関係者に義務付けています。
建物の安全を守るため、消火器は正しく点検・報告を行い、常に防火に備えましょう。

**目視により確認**

- ① 表示
- ② 本体容器
- ③ 安全栓の封
- ④ 安全栓
- ⑤ 使用済みの表示装置
- ⑥ レバー

**目視・締め付け確認**

- ⑦ キャップ
- ⑧ ホース
- ⑨ ノズル・ホーン・ノズル栓
- ⑩ 指示圧力計

**その他確認事項**

- A 設置場所
- B 設置間隔
- C 適応性
- D 標識

**点検票記入要領**

## ①表示

Point 「製造年」を確認しましょう。

「製造年」から **5年**を超えていない

【例】製造年 2019年 ⇒ 2024年中であれば…「はい」

はい

自ら点検を実施
(詳しくは本パンフレットをご覧下さい)

いいえ

本パンフレット記載の点検に加え消火薬剤、消火器内部の点検が必要です。
・消防設備業者等に依頼する
・消火器を買替える　等

総務省消防庁

# 目視により確認

## ②本体容器

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

**Point** 変形・損傷や消火薬剤の漏れなどがありませんか？

●溶接部の腐食・サビに注意

× 底部の腐食

× 著しい腐食

× 消火薬剤の漏れ

## ③安全栓の封

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

**Point** 破れたり、はがれたりしていませんか？

○ 封紙良好

× 封紙の破損

## ④安全栓

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

**Point** 変形や損傷なく、しっかりと装着されていますか？

× 安全栓の抜けかけ

× 安全栓の脱落

× レバー支えの脱落

## ⑤使用済みの表示装置

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

**Point** 表示が脱落していませんか？

○ 使用済みの表示装置

× 表示装置の脱落

例：封　使用可　LOCK　OK　GOOD　使用可　封

## ⑥レバー

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

**Point** 変形や損傷がありませんか？

●変形していると握り込めず、いざという時に使用できません。

※使用済みの表示装置がない機種もあります。

× 変形

# 目視・締め付け確認

## ⑦キャップ

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

**Point** しっかりと締まっていますか？
●粉末消火器は特に注意しましょう。

× キャップの破損

× キャップの劣化

## ⑧ホース

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

**Point** 変形・損傷・老朽化・内部の詰まりをチェック！
本体にしっかりと接続されていますか？
●ホースのヒビに注意しましょう。
●ゴムの劣化に注意しましょう。

× 緊結ネジの破損
× ホースの脱落

ホースの点検方法
たわませてホースの状態をチェック

## ⑨ノズル・ホーン※・ノズル栓

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

※二酸化炭素消火器を設置している場合のみ

**Point** 変形・損傷・老朽化・内部の詰まりをチェック！
ホースとしっかりつながっていますか？
●ノズル栓にはさまざまなタイプがあります。

○ ノズル及びノズル栓

× ノズルの破損

ノズル栓ゴム栓タイプ

二酸化炭素消火器のホーン

## ⑩指示圧力計

不良箇所発見時には消防設備業者等に依頼、又は買替えが必要です。

**Point** 指示圧力値は緑色範囲内ですか？
変形・損傷などがありませんか？

○ 指示圧力値 良好

× 指示圧力値 不適

× 指示圧力計の損傷

# 設置は、良い環境で適正に

## A 設置場所

**Point**

必要時すぐに持ち出せる場所に設置していますか？
床面から 1.5m 以下の場所に設置していますか？

- 水のかかる位置に設置していませんか？
- 厨房での床面、作業場の地面等への直置きは避け、壁掛け又は設置台、格納箱へ設置しましょう。

## B 設置間隔

**Point**

階ごとに建物の各部分から消火器まで歩行距離20m 以下になるように設置していますか？

## C 適応性

**Point**

消火器に設置場所に適応する表示マークがありますか？

- 普通火災　建物その他の工作物の火災
- 油火災　引火性の液体等の火災
- 電気火災　通電中の電気設備等の火災

普通火災用　油火災用　電気火災用

## D 標識

**Point**

消火器の設置場所に「消火器」の標識を見やすい位置に付けていますか？
損傷・破損・脱落・不鮮明なものはありませんか？

× 標識の破損

× 標識の破損

外国人来訪者等にもわかりやすい案内図記号を標識に代えることができる場合があります。

消火器の案内図記号

# 朱書きを参考に記入してください

点検報告書はこちらからダウンロードできます。
【https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_05_tenkenhyou.pdf】

別記様式第１

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

○○年　○○月　○○日

○○市○○消防署長 殿

届 出 者
住　　所　○○市○○町○○○-○○
氏　　名　消防太郎　㊞
電話番号　○○○○-○○-○○○○

下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の３の３の規定に基づき報告します。

記

| | | |
|---|---|---|
| 防火対象物 | 所在地 | ○○市○○町○○○-○○ |
| | 名称 | ○○○飯店 |
| | 用途 | 飲食店 |
| | 規模 | 地上　○ 階　地下　○ 階　延べ面積　○○○ m² |
| 消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等 | | 消火器 |

| ※受付欄 | ※経過欄 | ※備考 |
|---|---|---|
| | | |

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　消防設備士又は消防設備点検資格者が点検を実施した場合は、点検を実施した全ての者の情報を別記様式第３に記入し、添付すること。
３　消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
４　※印欄は、記入しないこと。

# 朱書きを参考に記入してください

点検報告書はこちらからダウンロードできます。
【https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_05_tenkenhyou.pdf】

別記様式第１　　（その１）

## 消火器具点検票

| | | | |
|---|---|---|---|
| 名称 | ○○○飯店 | 防火管理者 | |
| 所在 | ○○市○○町○○○-○○ | 立会者 | 消防太郎 |
| 点検種別 | 機器点検 | 点検年月日 | ○○年○○月○○日～　○○年○○月○○日 |
| 点検者 | 氏名 消防太郎 | 点検者所属会社 | 社名 ○○○飯店　TEL ○○○-○○○○-○○○○<br>住所 ○○市○○町○○○-○○ |

粉末消火器はＡ列に記入する

Ａ：粉末消火器　Ｃ：強化液消火器

| | 点検項目 | 点検結果 消火器の種別 A | B | C | D | E | F | 判定 | 不良内容 | 措置内容 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 機器点検 | | | | | | | | | |
| A 設置状況 | 設置場所 | 1 | | ○ | | | | 1 | 通行障害 | 位置変更 |
| B 設置状況 | 設置間隔 | 1 | | | | | | 1 | 歩行距離オーバー | 位置変更 |
| C 設置状況 | 適応性 | ○ | | ○ | | | | ○ | | |
| | 耐震措置 | | | | | | | | | |
| ① 消火器の外形 | 表示・D標識 | ○ | | ○ | | | | ○ | | |
| ② 消火器の外形 | 本体容器 | ○ | | ○ | | | | ○ | | |
| ③ 消火器の外形 | 安全栓の封 | ○ | | ○ | | | | ○ | | |
| ④ 消火器の外形 | 安全栓 | ○ | | ○ | | | | ○ | | |
| ⑤ 消火器の外形 | 使用済みの表示装置 | ○ | | ○ | | | | ○ | | |
| ⑥ 消火器の外形 | 押し金具・レバー等 | ○ | | ○ | | | | ○ | | |
| ⑦ 消火器の外形 | キャップ | ○ | | ○ | | | | ○ | | |
| ⑧ 消火器の外形 | ホース | ○ | | ○ | | | | ○ | | |
| ⑨ 消火器の外形 | ノズル・ホーン・ノズル栓 | ○ | | ○ | | | | ○ | | |
| ⑩ 消火器の外形 | 指示圧力計 | ○ | | ○ | | | | ○ | | |
| 外形 | 圧力調整器 | | | | | | | | | |
| 外形 | 安全弁 | | | | | | | | | |
| 外形 | 保持装置 | | | | | | | | | |
| 外形 | 車輪（車載式） | | | | | | | | | |
| 外形 | ガス導入管（車載式） | | | | | | | | | |

正常：○
不良：本数

①～⑩のうち、一つでも不良となる場合は、買替え等が必要となります。

◀◀ A～D P4参照

◀◀ ①～⑥ P1,P2参照

◀◀ ⑦～⑩ P3参照

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。Ａは粉末消火器、Ｂは泡消火器、Ｃは強化液消火器、Ｄは二酸化炭素消火器、Ｅはハロゲン化物消火器、Ｆは水消火器をいう。
３　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
４　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
５　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

# 朱書きを参考に記入してください

点検報告書はこちらからダウンロードできます。
【https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_05_tenkenhyou.pdf】

別記様式第１　　消火器具（その２）

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 消火器の内部等・機能 | 本体・内容筒等器等 | 本体容器 | | | | | | | | | |
| | | 内筒等 | | | | | | | | | |
| | | 液面表示 | | | | | | | | | |
| | 消火薬剤 | 性状 | | | | | | | | | |
| | | 消火薬剤量 | | | | | | | | | |
| | 加圧用ガス容器 | | | | | | | | | | |
| | カッター・押し金具 | | | | | | | | | | |
| | ホース | | | | | | | | | | |
| | 開閉式ノズル・切替式ノズル | | | | | | | | | | |
| | 指示圧力計 | | | | | | | | | | |
| | 使用済みの表示装置 | | | | | | | | | | |
| | 圧力調整器 | | | | | | | | | | |
| | 安全弁・減圧孔（排圧栓を含む。） | | | | | | | | | | |
| | 粉上り防止用封板 | | | | | | | | | | |
| | パッキン | | | | | | | | | | |
| | サイホン管・ガス導入管 | | | | | | | | | | |
| | ろ過網 | | | | | | | | | | |
| | 放射能力 | | | | | | | | | | |
| 消火器の耐圧性能 | | | | | | | | | | | |
| 簡易用消火具 | 外形 | | | | | | | | | | |
| | 水量等 | | | | | | | | | | |
| 備考 | 設置位置を変更した。 | | | | | | | | | | |

製造年から5年（加圧式消火器は3年）を経過していない場合は、内部点検は不要

不良内容の詳細等を記載

| 測定機器 | 機器名 | 型式 | 校正年月日 | 製造者名 | 機器名 | 型式 | 校正年月日 | 製造者名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| 器種名 | 設置数 | 点検数 | 合格数 | 要修理数 | 廃棄数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 粉末（蓄圧式） | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 強化液（蓄圧式） | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

点検を行った消火器の本数を記入する。

買い替えを行った場合は、廃棄数を計上する。上記の備考欄に詳細を記載

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。Ａは粉末消火器、Ｂは泡消火器、Ｃは強化液消火器、Ｄは二酸化炭素消火器、Ｅはハロゲン化物消火器、Ｆは水消火器をいう。
３　判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
４　選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
５　措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

# Q&A

## Q 報告書の書式はどこで貰えるの？提出先はどこ？

**A**

報告書の入手方法についてはお近くの消防機関にお問い合わせください。

報告書の提出先は消防機関となりますので、詳しくはお近くの消防機関にお問い合わせください。

◆報告書は下記URL・QRコードからもダウンロードできます。

【https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_05_tenkenhyou.pdf】

## Q 消火器の点検・報告の時期は？

**A**

機器点検　６カ月ごと
報告期間　１年に1回（特定用途…飲食店など）
　　３年に1回（非特定用途…共同住宅など）

## Q 消火器を買替えれば、点検結果を報告しなくてもいい？

**A**

点検と報告は必要となります。

## Q 報告をしないと罰則はある？

**A**

報告をしない者、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金又は拘留の刑に処せられます。

## Q 消火器を廃棄するにはどうすればいい？

**A**

引き取りを行っている特定窓口は、主に消火器の販売代理店や防災・防犯事業者が担っています。
インターネットにて『消火器リサイクル窓口』を検索してください。
リサイクルシールが貼付された消火器は、既にリサイクル料が支払われております。

リサイクルシール

**「消火器点検アプリ」を提供していますのでご活用ください。**

ダウンロードはこちらから
【https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post23.html】

お問い合わせ先

（2019年4月版）


FDMA 住民とともに
消　防　庁
Fire and Disaster Manangement Agency
http://www.fdma.go.jp/